

令和8年10月4日執行
柳川市議会議員一般選挙

選挙公報について

柳川市選挙管理委員会

選挙公報掲載申請についての注意事項

1 掲載文の申請

(1)申請期日

選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、掲載申請書に掲載文を添えて、9月27日（日）午後5時までに柳川市選挙管理委員会事務局へ提出してください。定刻までに提出されない原稿は、掲載されませんのでご注意願います。

なお、最終の締切は上記のとおりですが、正確を期するため、事前審査のときに、申請書・写真とともに提出してください。

(2)提出書類

- ① 選挙公報掲載申請書 1通(第1号様式)
- ② 選挙公報掲載文原稿 2枚
- ③ 写真 2枚

立候補届出の日前6か月以内に撮影した脱帽・正面向き上半身の写真で、おおむね縦13センチメートル、横9センチメートルのもの(裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載したもの)2枚を添付してください。(※原稿に貼らないでください。)

なお、この写真は掲載文と同様に縮小して掲載されますから、顔だけがクローズアップされたもの、両肩が写っていないもの、頭上のあきが少ないものは、紙面に印刷されないことがありますので、ご注意ください。

(注)掲載文原稿は、選挙管理委員会が交付した選挙公報原稿用紙に記載して提出してください。なお、提出にあたっては、原稿入れに入れる等、原稿が汚損又は折損しないように注意してください。

提出された原稿は、修正または撤回の場合を除くほかはお返しいたしません。

2 掲載文の修正

(1)申請期日

一度提出した掲載文を修正しようとするときは、掲載申請期日(9月27日午後5時)までに修正の申請をしてください。

修正の場合は、新たに全部を記載しなおした掲載文を添えて申請してください。

(2)提出書類

- ① 選挙公報掲載文修正申請書 1通(第4号様式)
- ② 選挙公報掲載文原稿(修正後のもの) 2枚

3 掲載文の撤回

(1)申請期日

掲載文を撤回しようとするときは、掲載申請期日(9月27日午後5時)までに撤回の申請をしてください。

(2)提出書類

- ① 選挙公報掲載申請撤回申請書 1通(第5号様式)

4 掲載の順序

選挙公報に掲載する順序は、選挙管理委員会がくじで定めます。このくじには、候補者又はその代理人が立ち会うことができます。

くじの実施 日時:9月27日(日)午後5時15分

場所:柳川市役所柳川庁舎3階 庁議室

5 掲載文の品位の保持

掲載文には、候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位をそこなう記載をしてはなりません。

選挙公報用原稿記載上の注意事項

選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版で縮小印刷しますので、次の注意事項をよく読んで、原稿を作成してください。

1 原稿用紙の使い方

(1) 提出部数

原稿用紙は、選挙管理委員会の交付した原稿用紙のほかは使用することができません。

原稿用紙2枚を提出してください。

(2) 掲載文等の記載

掲載文等は、枠内に記載してください。枠外記載されると、その部分については掲載されませんのでご注意ください。

掲載文に図・イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合、それらの部分に係る面積のおおむね1／2を超えてはなりません。また、この面積の計算にあたっては、写真に係る面積は、含めません。

(3) 氏名等の記載要領

右端の氏名欄には、候補者の届出書(推薦届出書)に記載された候補者の氏名(通称認定を受けた場合は当該通称名)を縦書きで記載しなければなりません。また、所属党派、年齢等を記載する場合は、氏名欄の余白部分に記載し、政見等(本文)は、この氏名欄内に記載しないようにしてください。

なお、写真掲載欄には候補者の写真を印刷しますので何も記載しないでください。

2 記載の方法

選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版し、縮小印刷するため、印刷に際してペン字は薄く写りますので、できるだけ濃く記載してください。

鉛筆を用いての記載は、不鮮明になりますので、使用できません。

ワープロ等で作成した文字を使うことは可能です。

(1)活字を使用する場合

活字の大きさに制限はありませんが、14ポイント以下の活字は、縮小印刷をしますと読みにくくなりますので使用しないでください。

- ・ 体裁をよくするために、枠内一杯に記載しないで、天地左右に少しあきをとるようにしてください。
- ・ 必ず黒インクを用いて記載してください。青インク、その他黒色以外の色素を用いてはなりません。
- ・ 古い活字を使用すると文字の一部が欠けたり、不鮮明になるおそれがありますので注意してください。

3 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損し、又は印刷の都合で原稿用紙が不足する場合は、選挙管理委員会事務局にその旨申し出ていただければ再交付します。

4 その他

選挙管理委員会が、以上の注意事項に違反した掲載文について訂正を求め、候補者がこれに応じない場合は、職権により訂正することがありますので、念のため申し添えます。